

○新潟県中東福祉事務組合職員被服類貸与規則

昭和 62 年 10 月 1 日組合規則第 10 号

改正

平成 12 年 3 月 31 日組合規則第 2 号

平成 16 年 3 月 31 日組合規則第 2 号

(目的)

第 1 条 この規則は、新潟県中東福祉事務組合職員の服装を統一し、品位の保持と業務能率の向上を図るため、被服の貸与について必要な事項を定めることを目的とする。

(被服の貸与)

第 2 条 職員で公務上特に必要と認める者に対して、この規則の定めるところにより、必要と認める範囲内で被服を貸与する。

(貸与者、貸与品及び期間)

第 3 条 被服類を貸与される職員（以下「被貸与者」という。）、貸与される被服（以下「貸与品」という。）の種類、数量及び貸与期間等は別表 1 のとおりとする。

(着用の義務)

第 4 条 被貸与者は、貸与の目的に従い勤務時間中は、常に貸与品を着用しなければならない。

(貸与品の取扱い)

第 5 条 被貸与者は、貸与品を譲渡し又は、貸与の目的以外に使用してはならない。

2 被貸与者は、善良な注意をもって貸与品の使用、保管の責に任ずるほか、補修、洗濯、その他貸与品の保存上必要な処理を自己の負担において行なわなければならない。

(貸与品の返納等)

第 6 条 被貸与者は、退職又は転職等により、貸与を受ける資格を失ったときは直ちに貸与品を返納しなければならない。ただし、次の各号の 1 に該当するときはこの限りでない。

(1) 天災その他不可抗力により返納できなくなったとき

(2) 死亡したとき

(3) その他特に園長が認めたとき

2 被貸与者は、貸与品を返納するときは、補修、洗濯をしておかななければならない。

3 貸与期間を満了した貸与品は、これを被貸与者に支給することができるものとする。

(再貸与及び弁償)

第 7 条 貸与期間中避けることの出来ない理由により貸与品を亡失又はき損したため代品を必要と園長が認めたときは再貸与することができる。ただし、故意又は重大な過失、その他被貸与者の責に帰すべき理由によるものであるときは、現品又は代価をもって弁償しなければならない。

(共用被服)

第 8 条 園長は業務上必要があるときは、管理者の承認を得て、第 2 条に規定する貸与品以外の業務用の被服等を備え付けて職員に共用させることができる。

(貸与品の予算上の制約)

第9条 貸与品は、毎年度予算の範囲内で貸与するものとし、予算の都合によりその全部若しくは一部を貸与せず、又は貸与期間を延長もしくは短縮することができる。

(貸与品の記録及び検査)

第10条 園長は、別表2による被服貸与簿を備え、貸与又は返納等の状況を記録するとともに、定期又は臨時に貸与品を検査し、その収支等を明らかにしなければならない。

附 則

この規則は公布の日から施行し、昭和62年4月1日から適用する。

附 則 (平成12年3月31日組合規則第2号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年3月31日組合規則第2号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

別表 1

被貸与者	男子援助員	女子援助員	事務職員	栄養士 看護師	調理員	用務員	共用
貸与品	処遇服 (上・下)	処遇服 (上・下)	事務服 (上)	白衣 処遇服 (上・下)	処遇服 (上) 白衣 三角巾 ゴム前掛 長靴	作業服 (上・下) 作業服 (上) 雨衣 長靴 作業帽	アノラック
数量	1	1	1	1 1	1 1 1 1 1	1 1 1 1 1	1
貸与期間	三年	三年	三年	三年 三年	三年 二年 一年 一年 一年	一年 一年 二年 二年 二年	三年
摘要						夏用	

別表 2
被服貸与簿
職名氏名

園長	庶務次長	係長	係	貸与品	数量	受領印	返納年月日	係	係長	庶務次長	園長	摘要